泊村

地域福祉計画

2019年度～2023年度



2020年3月

北 海 道

泊 村

目　　　　次

[第１章　計画の策定にあたって 1](#_Toc36221922)

[１　計画策定の趣旨 1](#_Toc36221923)

[２　地域福祉の推進に向けて 1](#_Toc36221924)

[３　計画の位置付け 3](#_Toc36221925)

[４　関連計画との関係 3](#_Toc36221926)

[５　計画期間 4](#_Toc36221927)

[６　計画策定の体制 4](#_Toc36221928)

[第２章　地域を取り巻く状況 5](#_Toc36221929)

[１　泊村の現状 5](#_Toc36221930)

[２　村民アンケート調査結果 13](#_Toc36221931)

[３　住民からの意見 20](#_Toc36221932)

[４　地域福祉の推進に向けての課題 25](#_Toc36221933)

[第３章　計画の基本的な考え方 26](#_Toc36221934)

[１　基本理念 26](#_Toc36221935)

[２　基本目標 27](#_Toc36221936)

３[施策の体系 28](#_Toc36221937)

[第４章　施策の展開 29](#_Toc36221938)

[１　ともに支え合う「ひとづくり」 29](#_Toc36221939)

[２　安心して暮らせる「地域づくり」 32](#_Toc36221940)

[３　安全で安心な「福祉の環境づくり」 35](#_Toc36221941)

[第５章　計画推進のために 38](#_Toc36221942)

[１　計画の公表、住民への啓発 38](#_Toc36221943)

[２　地域資源の把握・有効活用 38](#_Toc36221944)

[３　計画の点検・評価 38](#_Toc36221945)

[４　地域福祉推進に向けての役割分担 39](#_Toc36221946)

[資料編 40](#_Toc36221947)

[１　泊村保健福祉審議委員会 40](#_Toc36221948)

[２　住民懇談会 40](#_Toc36221949)

# 第１章　計画の策定にあたって

## 　１　計画策定の趣旨

近年、地域社会においては、ひとり暮らし高齢者、認知症や障がいのある人など支援を必要としている人は増加している上、災害への対応強化や悪質な犯罪への体制整備も急ぐべき課題となっています。

加えて、全国的に広がる人口減少問題への対応、少子高齢化、核家族化など構造的な問題が進展しつつある中、各種法制度の改正等も進められています。

今後も厳しさを増すことが予想される社会情勢の中、これまで取り組んできた様々な施策による成果等を礎とし、将来に向けて活力のある豊かなむらづくりを実現していくためには、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、健康増進といった従来の「行政の枠組み」を超えた施策の連携が求められています。

これらの視点に立って、本村の地域福祉の基本的な考え方を明らかにし、村民本位の地域福祉施策を総合的、効果的、効率的に推進するため、泊村地域福祉計画を策定します。

## 　２　地域福祉の推進に向けて

### （１）地域福祉とは

従来、「福祉」というと、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など、対象者ごとに分かれた「行政によるサービスの提供」や「一部の困っている人に対する支援」を思い浮かべることが一般的でした。しかしながら、福祉サービスのような支援を必要とするのは分野で分けられた特定の人だけではありません。地域に暮らす誰もが、日頃の生活の中で何らかの問題を抱え、簡単な手助けを必要とするときがあります。

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるような社会を実現するための取組のことです。近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容などにより、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。その結果、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、誰もが幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、住民も担い手となり、地域で互いに助け合い支え合うことが必要となっています。

支援を必要とするあらゆる村民に対して、助け合い、支え合いができている地域をめざし、より適切な支援やサービスを提供するための仕組みの構築と、村民・団体、事業者、社会福祉協議会等が連携していくため、地域福祉のより一層の推進が今こそ必要です。

### （２）地域福祉を進めるための「自助」「互助」「共助」「公助」の視点

泊村地域福祉計画では、地域での支え合いや助け合いによる福祉に関する取組を示すことになります。具体的には、村民一人ひとりの役割や隣近所などの身近なつながりで助け合うこと、地域の組織や団体が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、役場などの行政機関が取り組むことなど、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割分担について描くことになります。このことは、「自助」「互助」「共助」「公助」の視点で整理することができます。

人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすいところとなるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、家族を含めた自らの行動（自助）や、隣近所の住民同士などの身近な人間関係の中で、組織化されていないけれども、お互いさまの気持ちで支え合い、助け合うこと（互助）も大切になります。

同時に、地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者などが地域において組織をつくり、それぞれが役割を担った活動（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などが指摘される中、その重要度がますます高まっています。

■地域福祉の向上に向けた４つの助け

|  |  |
| --- | --- |
| 自助 | 個人や家族による支え合い・助け合い。（個人や最も身近な家族が解決にあたる）互助身近な人間関係の中での組織化を前提としない、お互いさまの気持ちによる支え合い・助け合い。（隣近所の友人や知人、別居する家族が、お互いに支え合い、助け合う） |
| 共助 | 地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所などが組織化し、協働していくことによる支え合い・助け合い。（「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う） |
| 公助 | 保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づき、行政機関が公的な福祉サービスを提供することや地域における福祉活動を支援することによる支え。（行政でなければできないことは、行政が適切に対応する） |

## 　３　計画の位置付け

本村が策定する地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、村の将来を見据えた地域福祉のあり方や推進に向けての基本的な方向を定めるものです。また、上位計画となる泊村総合計画に盛り込まれた保健福祉関連施策について、地域福祉の視点から具体化を図るものでもあります。

■社会福祉法（抄）　（昭和26年法律第45号）

(市町村地域福祉計画)

第107条　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

１　地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

２　地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

３　地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## 　４　関連計画との関係

本計画は、「泊村総合計画」を上位計画とし、泊村における福祉サービスの適切な利用の推進、事業の健全な成長、地域ぐるみの支援体制の構築などをめざして策定するものです。

また、泊村地域福祉計画は保健福祉分野の計画の上位計画として位置付け、計画策定にあたっては、関連する保健福祉分野の計画との整合性に配慮します。

■他計画との関係（イメージ）

整合

連携・整合

連携・整合

連携・整合

連携・整合

泊村総合計画

**泊村地域福祉計画**

泊村

障がい者計画

障がい福祉計画

障がい児福祉計画

泊村

子ども・子育て

支援事業計画

泊村

高齢者

保健福祉計画

泊村

地域自殺

対策計画

泊村

子どもの

貧困対策

計画

泊村

健康増進

計画

泊村

データヘルス計画

連携・整合

連携・整合

連携・整合

## 　５　計画期間

本計画の計画期間は、2019年度（平成31年度）から2023年度までの５年間とし、本計画の最終年度である2023年度に見直しを行うこととします。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 2019年度(Ｒ元年度) | 2020年度(Ｒ２年度) | 2021年度(Ｒ３年度) | 2022年度(Ｒ４年度) | 2023年度(Ｒ５年度) | 2024年度(Ｒ６年度) | 2025年度(Ｒ７年度) | 2026年度(Ｒ８年度) | 2027年度(Ｒ９年度) | 2028年度(Ｒ10年度) | 2029年度(Ｒ11年度) |
| **泊村地域福祉計画****《2019～2023年度（５年間）》** |  |  | 見直し |  | **第２期泊村地域福祉計画****《2024～2028年度（５年間）》** |  |  |  |  |  |

## 　６　計画策定の体制

計画の策定にあたっては、福祉担当部門である泊村保健福祉課を中心として、計画の策定を行うとともに、計画策定の基礎資料を得ることや村民の自殺対策に関する意識の把握を目的として、村民を対象としたアンケート調査と住民懇談会を実施しました。

また、泊村の現状や村民の意見を反映させるため、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者等の構成による「泊村保健福祉審議委員会」を設置し、計画内容の審議を行いました。

■策定体制のイメージ

泊村（計画決定・実行機関）

アンケート調査

（村民の実態、意見の把握）

泊村保健福祉審議委員会

（審議等機関）

保健福祉課

（事務局機能）

庁内関連部署

調整・連携

運営事務

意見反映

意見

反映

審議

依頼

# 第２章　地域を取り巻く状況

## 　１　泊村の現状

### （１）総人口

国勢調査に基づく本村の総人口は、1985年（昭和60年）の2,640人から減少傾向が続いており、2015年（平成27年）には1,771人となっています。年齢３区分別の人口をみると、2000年（平成12年）まで増加傾向にあった高齢者人口は概ね減少に転じていますが、年少人口及び生産年齢人口も減少傾向にある状況です。

高齢化率は2005年（平成17年）に一度生産年齢人口増加の影響で31.9％と一時的に下がっていますが、それ以後は30％以上で経過しており、2015年（平成27年）には35.3％となっています。

■年齢３区分別人口の推移



[出典]国勢調査

■年齢３区分別人口割合の推移



[出典]国勢調査

### （２）世帯数

総世帯数は1985年（昭和60年）から増減しながら、2015年（平成27年）には886世帯となっています。総人口と総世帯数から求められる世帯あたり人員は1985年（昭和60年）から減少傾向が続いており、2015年（平成27年）は2.0人の状況です。

世帯の内訳をみると、高齢者世帯の割合が概ね40％を超えており、その中でも一人暮らし高齢者の世帯割合は1985年（昭和60年）の26.4％から2015年（平成27年）には44.2％にまで上昇しています。

■総人口と世帯数の推移



■高齢者世帯の推移



■世帯類型別高齢者世帯の推移



[出典]国勢調査

### （３）子ども・子育て

本村の出生数は2013年（平成25年）から５～９人で推移していましたが、2017年（平成29年）に14人の出生があり、2018年は７人となっています。保育所への入所児童数は2014年（平成26年）の49人から減少傾向が続いています。

女性の年齢階級別労働力率をみると、本村は20～49歳の子育て世代において、ほぼすべての年齢階級で全国及び北海道の労働力率を上回っている状況であり、仕事と子育ての両立できる環境が整えられていると考えられます。

■出生数の推移　　　　　　　　　　　　　　　　■保育所入所児童数の推移

　　

[出典]泊村　　　　　　　　　　　　　[出典]泊村（各年４月１日現在）

■女性の年齢階級別労働力率



[出典]国勢調査（平成27年）

### （４）要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数は2015年度（平成27年度）に地域包括支援センター職員増による相談対応の増加で20人増となっており、特に要支援認定者が24人増となっています。地域包括支援センターの人員増加により個別訪問等相談する機会も増えた結果となっています。

2018年度（平成30年度）の要支援・要介護認定者を要介護度別でみると、要支援１が47人（約36％）で最も多く、要介護３以上は46人（約35％）となっています。

■介護度別要介護認定者数及び要介護認定率の推移

(人)

131

140

142

147

127

111

[出典]泊村（各年９月末現在）

### （５）障がいのある方

障害者手帳所持者数は2015年（平成27年）までは増加傾向にありましたが、2016年（平成28年）から減少に転じています。障がい種類別では、身体障がいが全体の役80％を占めています。

養育手帳取得者は2017年（平成29年）に就学による取得が集中した為5人増となっています。

（※村で手帳取得後に村外で生活されている方も含まれます）

■障害者手帳所持者数の推移



[出典]泊村（各年４月１日現在）

■障がい種類別身体障害者手帳所持者数の推移



[出典]泊村（各年４月１日現在）

■程度別療育手帳所持者数の推移



[出典]泊村（各年４月１日現在）

■精神障害保険福祉手帳所持者数及び自立支援医療受給者数の推移



[出典]泊村（各年４月１日現在）

### （６）特別支援学級

特別支援学級の児童数は小学校ではおおむね横ばいに推移しており、2018年（平成30年）は５人となっています。中学校の特別支援学級の児童数は増加傾向がみられ、2018年（平成30年）は４人となっています。

■特別支援学級（小学校）のクラス数と児童数の推移



■特別支援学級（中学校）のクラス数と生徒数の推移



### （７）各地区の状況

地区別に人口等の状況をみると、「渋井・滝の澗地区」以外の地区で高齢化率が30％を超えています。また、高齢者世帯の割合も50％を超えている地区が多くなっています。「茅沼地区」は高齢化率52.0％、高齢者独居世帯の割合が52.3％となっていますが、老人ホーム入居者数の影響があります。

■各地区（字）の人口等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 堀株地区 | 渋井・滝の澗地区 | 茅沼地区 | 臼別地区 |
| 人・戸 | ％ | 人・戸 | ％ | 人・戸 | ％ | 人・戸 | ％ |
| 住民基本台帳人口（人） | 127 | 　 | 228 | 　 | 415 | 　 | 186 | 　 |
| 　 | 　 | 年少人口 | 10 | 7.9 | 33 | 14.5 | 32 | 7.7 | 31 | 16.7 |
| 　 | 　 | 生産年齢人口 | 69 | 54.3 | 161 | 70.6 | 167 | 40.2 | 90 | 48.4 |
| 　 | 　 | 高齢者人口 | 48 | 37.8 | 34 | 14.9 | 216 | 52.0 | 65 | 34.9 |
| 世帯数（戸） | 58 | 　 | 129 | 　 | 256 | 　 | 88 | 　 |
| 高齢者世帯（戸） | 35 | 60.3 | 25 | 19.4 | 184 | 71.9 | 50 | 56.8 |
|  | 高齢者独居世帯 | 16 | 27.6 | 12 | 9.3 | 134 | 52.3 | 28 | 31.8 |
|  | 高齢者夫婦世帯 | 10 | 17.2 | 7 | 5.4 | 26 | 10.2 | 12 | 13.6 |
|  | その他高齢者のいる世帯 | 9 | 15.5 | 6 | 4.7 | 24 | 9.4 | 10 | 11.4 |
| 要介護認定者数 | 7 | 14.6 | 7 | 20.6 | 65 | 30.1 | 12 | 18.5 |
| 障がいのある方 | 身体障がいのある方 | 8 | 6.3 | 10 | 4.4 | 55 | 13.3 | 13 | 7.0 |
| 知的障がいのある方 | 1 | 0.8 | 2 | 0.9 | 4 | 1.0 | 1 | 0.5 |
| 精神障がいのある方 | 2 | 1.6 | 0 | 0.0 | 2 | 0.5 | 1 | 0.5 |
| 園児・児童・生徒数 | 中学生 | 3 | 30.0 | 6 | 18.2 | 8 | 25.0 | 9 | 29.0 |
| 小学生 | 6 | 60.0 | 17 | 51.5 | 9 | 28.1 | 16 | 51.6 |
| 保育園・幼稚園 | 1 | 10.0 | 8 | 24.2 | 8 | 25.0 | 3 | 9.7 |
| その他の児童 | 0 | 0.0 | 2 | 6.1 | 6 | 18.8 | 1 | 3.2 |
| 外国人登録者数 | 0 | 0.0 | 1 | 0.4 | 1 | 0.2 | 0 | 0.0 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 泊地区 | 盃・興志内地区 | 村全体 |  |
| 人・戸 | ％ | 人・戸 | ％ | 人・戸 | ％ |  |
| 住民基本台帳人口（人） | 387 | 　 | 319 | 　 | 1,662 | 　 |  |
| 　 | 　 | 年少人口 | 32 | 8.3 | 24 | 7.5 | 162 | 9.7 |  |
| 　 | 　 | 生産年齢人口 | 199 | 51.4 | 159 | 49.8 | 845 | 50.8 |  |
| 　 | 　 | 高齢者人口 | 156 | 40.3 | 136 | 42.6 | 655 | 39.4 |  |
| 世帯数（戸） | 197 | 　 | 180 | 　 | 908 | 　 |  |
| 高齢者世帯（戸） | 97 | 49.2 | 104 | 57.8 | 495 | 54.5 |  |
|  | 高齢者独居世帯 | 48 | 24.4 | 56 | 31.1 | 294 | 32.4 |  |
|  | 高齢者夫婦世帯 | 28 | 14.2 | 28 | 15.6 | 111 | 12.2 |  |
|  | その他高齢者のいる世帯 | 21 | 10.7 | 20 | 11.1 | 90 | 9.9 |  |
| 要介護認定者数 | 20 | 12.8 | 17 | 12.5 | 128 | 19.5 |  |
| 障がいのある方 | 身体障がいのある方 | 27 | 7.0 | 20 | 6.3 | ※1 133 | 8.0 | (※1)2名村外住所 |
| 知的障がいのある方 | 1 | 0.3 | 3 | 0.9 | ※2 12 | 0.7 | (※2)8名村外住所 |
| 精神障がいのある方 | 1 | 0.3 | 5 | 1.6 | 11 | 0.7 |  |
| 園児・児童・生徒数 | 中学生 | 6 | 18.8 | 7 | 29.2 | 39 | 24.1 |  |
| 小学生 | 17 | 53.1 | 11 | 45.8 | 76 | 46.9 |  |
| 保育園・幼稚園 | 6 | 18.8 | 3 | 12.5 | 29 | 17.9 |  |
| その他の児童 | 0 | 0.0 | 1 | 4.2 | 10 | 6.2 |  |
| 外国人登録者数 | 2 | 0.5 | 0 | 0.0 | 4 | 0.2 |  |

 [出典]泊村（2018年４月１日現在）

### （８）地域福祉の担い手の状況

老人クラブの団体数は５団体で横ばいに推移していますが、老人クラブ会員数は2013年（平成25年）の183人から減少傾向となっており、2018年（平成30年）は139人となっています。

地域福祉を支える民生委員・児童委員及び保健推進員はおおむね横ばいに推移しており、2017年（平成29年）からボランティア団体が１団体設立されています。

■老人クラブ数及び老人クラブ会員数の推移



[出典]泊村（各年４月１日現在）

■民生委員・児童委員数、保健推進員数の推移



[出典]泊村（各年４月１日現在）

## 　２　村民アンケート調査結果

### （１）調査の概要

地域福祉計画策定にあたり、村民の地域福祉に対する実態を把握するとともに、地域福祉に対する考えなどをうかがうためにアンケート調査を実施しました。

|  |  |
| --- | --- |
| 調査対象 | 泊村に在住する16歳以上の男女 |
| 抽出方法 | 全数調査（長期不在者を除く） |
| 調査期間 | 2019年１月 |
| 調査方法 | 郵送による調査票の配布・回収 |
| 回収率 | 44.3％（配布数1,340票、回収数593票） |

≪調査結果の表記上の留意点≫

|  |
| --- |
| ・比率は百分率（％）で表し、小数点第２位を四捨五入して算出しています。したがって、合計が100％を上下する場合もあります。・基数となるべき実数は、“n=○○○”として掲載し、各比率は“n=○○○”を100％として算出しています。・グラフに【複数回答】とある問は、１人の回答者が複数の回答を出してもよい問のため、各回答の合計比率は100％を超える場合があります。・問の中には回答を限定する問があり、回答者の数が少ない問が含まれます。 |

### （２）村民アンケート調査結果

#### ①近所付き合いの程度

|  |
| --- |
| 全体でみると、「困ったときに助け合う親しい人がいる」が35.4％で最も多く、次いで「あいさつをする程度の人がいる」（23.1％）、「立ち話をする程度の人がいる」（21.6％）が続いています。人口規模が大きい自治体では「困ったときに助け合う親しい人がいる」の割合は20％未満であることが多く、本村の近所付き合いは濃い関係性が築かれていると考えられます。男女別でみると、女性の方が「困ったときに助け合う親しい人がいる」が男性よりも多く、年齢別では、年齢が高くなるにつれて「困ったときに助け合う親しい人がいる」がおおむね多くなっています。居住地区別でみると、泊地区および盃・興志内地区は「困ったときに助け合う親しい人がいる」が40％を超えている一方、臼別地区はその割合が17.5％と少なくなっています。 |



#### ②近所付き合いについての考え方

|  |
| --- |
| 全体では、「近所であいさつをしたり、協力することは当然だと思う」が42.7％で最も多く、次いで「助け合って暮らしていくことが大切だと思う」（39.1％）と続いています。一方で、「あいさつ程度はするが、あまり深く関わりたくない」と考えている方も15.0％存在しています。年齢別に「助け合って暮らしていくことが大切だと思う」の割合をみると、年齢が高くなるにつれてその割合は多くなる傾向がみられます。居住地区別でみると、渋井・滝の澗地区、泊地区及び盃・興志内地区は「助け合って暮らしていくことが大切だと思う」が40％を超えており、他の地区と比べて多くなっています。 |



#### ③地域活動を活発にしていくために必要なこと

|  |
| --- |
| 地域活動を活発にしていくために必要なことを年齢別でみると、「わからない」を除き、50歳未満は「地域での子どもの活動を積極的に行う」、50歳以上は「地域活動についての情報提供を積極的に行う」がそれぞれ最も多くなっています。 |



#### ④地域で協力して行った方がいいと思うこと

|  |
| --- |
| 地域で協力して行った方がいいと思うことを年齢別でみると、「災害時の避難・救助や防災対策」が最も多くなっていますが、20～29歳はその割合が低くなっています。また、20歳未満は「文化・教養・スポーツなどの生涯学習活動や生きがいづくり活動」が他の年齢と比べて多くなっています。 |



#### ⑤地域福祉への関心度

|  |
| --- |
| 全体では、「とても関心がある」（18.5％）、「ある程度関心がある」（52.3％）の合計70.8％は関心があると回答しています。男女別でみても大きな差異はありませんが、「とても関心がある」「ある程度関心がある」の合計を年齢別でみると、おおむね年齢が高くなるにつれて関心のある方が多くなっており、特に70歳以上は88.0％と多くなっています。居住地区別に「とても関心がある」「ある程度関心がある」の合計をみると、渋井・滝の澗地区は78.4％と多く、堀株地区は62.8％で少なくなっています。 |



#### ⑥地域福祉の充実のために村が積極的に取り組むべきこと

|  |
| --- |
| 地域福祉の充実のために村が積極的に取り組むべきことを年齢別でみると、「住民がともに支えあう仕組みづくりへの支援」「高齢者や障がい者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が上位回答になっています。また、20歳未満は「身近なところでの相談窓口の充実」「健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実」も他の年齢と比べて多くなっています。 |



## 　３　住民からの意見

### （１）村民アンケートより

　　　村民アンケート調査において、地域福祉についてのご意見を記載していただきました。

地域活動・つどいの場

・行政や地域会の見守りが必要

・地域での交流の活性化（同意見１）

・高齢者や悩んでいる人が息抜きできる場所、自由に出入りできるコミュニティの場所（同意見２）

医療

・在宅医療を重視してほしい（同意見１）

・訪問看護等サービスの充実

・高齢化に伴う医療費の問題

地域の足

・中央バス運行の減少に伴い、岩内方面に通院に不便を感じている方が多い（同意見１）

・買い物など交通の問題

その他

・関係機関の職員に対するプライバシー保護に関する研修をしてもらいたい

・村民が地域課題に関心を持てる取組み、また解決のために村民が参加する環境を整備する

・民生委員の高齢者宅訪問

・関係職間が連携し、地域課題解決のために包括的に取り組める仕組みを創造する

### （２）住民懇談会より

【住民懇談会の開催概要】

地域福祉計画策定にあたり、地域における現状の課題や将来の不安等を把握するため、村民の意見をうかがうために住民懇談会を実施しました。

|  |  |
| --- | --- |
| 日　　時 | 平成31年2月20日（水）13：00～14：20 |
| 場　　所 | 泊村役場2階 会議室 |
| 参加者 | ・泊村地域住民（8名）・泊村保健福祉課職員 |
| 実施内容 | ・下記のテーマについて２グループに分かれて意見を出し合う。①今、地域で困っていること②これから地域で心配なこと・出てきた意見を全体共有し、重要だと思う意見に投票を行う。 |

#### 【住民懇談会の結果】

#### ①いま地域で困っていること

地域活動（得票５）

・育成会、地域会のなり手・後継者不足

・地域の子供が減って育成会活動が縮小

・地域の祭り、参加人数の減少（得票３）

・子育て世代と地域の高齢者との交流がない

地域の足（得票５）、高齢者の足（得票４）

・集まり、通院、買い物で足がない

・高齢者の運転、免許返納問題

・バスの本数減、バスのステップが高い

**除雪（得票４）**

・ゴミステーションの除雪を誰がするのか

・雪なげの場所がない

・除雪を通じてケンカになる

防犯（得票３）

・高齢化により日中の地域が心配

・不審者が多い、防犯情報

・玄関のカギが空いている高齢者が多い

暮らしやすさ（得票３）、買い物（得票２）

・温泉がほしい（得票３）

・郵便ポストがほしい（得票１）

・人が少ない、村から出る人が多い

・水道料ＵＰ　公営住宅助成なし

・住む場所ないから若者がこない

ネット子ども（得票２）

・子どものスマホの使い方

・子供のネット、スマホ教育（SNS）

支援が必要なところ行き届いてない

（得票１）

・福祉サービスは村で色々やっているけど支援が必要なところに行き届いていない

空き家（得票２）

・周りが空き家でコミュニティ形成ができない

・空き家が危ない

ごみ、ゴミ収集

・海水浴客のゴミが多すぎる

・袋や曜日などルールを守れない人がいる

・燃えるゴミの日をもう週3回にしてほしい

買い物（得票２）

・商店の減少、魚屋さんがほしい

・買い物するところが少ない

・自家用車がないと買い物へ行けない

#### ②これから地域で心配なこと

共助（得票２）

・地域の世話役さんの減少

買い物（得票３）

・高齢化になった時、買物等が心配

・買い物する場所がない

高齢化

・今は元気で例えばボランティア除雪は２年前は４件、今年は１件。年齢が80歳以上になったら自分の周りの除雪も難しくなる。80歳を越えたら除雪は必要ない団地に住みたい（得票１）

・電球の交換などちょっとしたお手伝いをしてほしい　　　　　↓

・ボランティアの会みたいなものがほしい

（得票７）

除雪（得票１）

・除雪が大変

その他

・防災訓練は1年に1回しているが、いつも同じ人しか参加しない。もう少し多くの人が参加できる方法はないか

・地域の行事等集まりに参加してもらう方法（得票２）

・産業の衰退

・茅沼の道路に歩道がないこと

・交通のこと考える

・人口減

泊の行方

・原子力発電所の今後

### （３）高齢者生活支援体制整備協議会・高齢者部会より

　　【高齢者生活支援体制整備協議会・高齢者部会の開催概要】

平成28年度、高齢者の日常生活における困りごとや生活支援サービスに対する要望を把握す

るために、各地区の老人クラブ会員より聞き取り調査を実施しました。

|  |  |
| --- | --- |
| 日　　時 | 堀株地区：平成28年11月17日（木）10：00～11：30渋井・滝ノ澗地区：平成28年11月 2日（水）13：30～15：00茅沼地区：平成28年 9月28日（水）10：00～12：00泊地区：平成28年10月14日（金）14：30～16：00盃地区：平成28年11月10日（木） 9：30～11：00 |
| 場　　所 | 各地区集会所 |
| 参加者 | 堀株地区： 6名渋井・滝ノ澗地区：13名茅沼地区： 6名泊地区：27名盃地区：11名・各地区へ地域包括支援センター職員2～3名参加 |
| 実施内容 | ・下記のテーマについてグループで話し合った後全体で共有する1. 普段の生活で困っていること
2. こんなサービスがあればよいと思うこと
 |

【高齢者生活支援体制協議会・高齢者部会での結果】

地域の足

・集会所や役場、郵便局などへ行くのが大変

・バスのステップが高くて乗れない

・バス停まで遠い（泊下町）、茅沼の上まで上がるバスの減少

・急な外出（葬儀等）の時困る、知人に頼むのも気を使う、頼みにくい

買い物

・近くに商店がなく、岩内まで行かなければ行けない

・重いものの買い物ができない

・配達はしてもらえるが、店に行き、自分の目で選びたい

**希望するサービス**

・村内巡回するバス

・個人とのやり取りで気をつかわなくて済む、気軽に頼める車

・緊急時の移送

・営業タクシー

・買い物や美容室など岩内まで使える車（乗り合いなど）

・買い物バス

地域活動・つどいの場

・地域の人が行事に参加してくれない

・好きな時に使える場所、趣味の集まる場所がない

希望するサービス

・いつでも使える、行けば誰かがいるような場所

除雪

・除雪車が通った後の固まった雪をよけるのが大変

・玄関以外（窓下、家の裏、屋根、バルコニー等）の除雪

・ごみステーションの除雪

希望するサービス

・玄関以外の除雪サービス

・外部のサービス、対応業者の情報提供があればよい

医療

・急に病院へ行くとき、緊急の時に病院へ行く手段がない

・具合が悪いときは往診してもらいたい

・救急車を呼んだらいいか迷う時、特に夜は相談するところが無い

・土日、夜間の体調不良時が困る

・専門医にかかるときは遠方へ行かなければならない

・通院バスが週2回しかなく、代替医師の曜日に行かなければならない時がある



希望するサービス

・緊急時の相談先（土日・夜間）

・緊急時、土日の移送手段

・通院バスの回数変更

温泉

・自宅に浴室がないので日帰り温泉が無いと困る。温泉施設がもう少しあればよい

・温泉バスの回数が少ない、時間が早い

・車がないと温泉へ行けない（坂を上がるのが大変）

・温泉バス利用者多く、洗い場に入れず待ち時間ができてしまう

希望するサービス

・日帰りの温泉施設（バスでも行きやすい施設）

・村の温泉バスの回数、時間の変更

その他

・電球の交換、高いところの作業、重たい物の移動などちょっとしたことを

頼める人がいない

・入りたい時に老人ホームへ入れないのは困る。冬は心細く集団生活でも良い

・保健センターのリハビリ室は入りにくい

・いろいろなサービス（生活支援や医療、介護）の情報がわからない

・郵便局、ポストが少ない

・一人暮らしは不安、近所付き合いが大事と思う

希望するサービス

・困ったときに頼める人、見守りをしてくれる人

・各サービスの情報提供

・利用しやすい施設

### （４）住民の意見より見えてくること

【交流・つどいの場】

　　　　地域とのつながりや近隣との付き合いを大事に思い、大切に生活している姿がうかがえます。

　　　　趣味活動や地域での集いの場を求める声があり、自由に出入りできるコミュニティの場や世代

を超えた交流ができる場所が望まれる一方で、役員の人材不足や参加人数の減少も問題となっ

ています。育成会会員の減少や、地域会役員の世代交代、若い世代の担い手が少ない状況があ

り、育成会や地域会活動のあり方や人材育成について考えていく必要があります。また地域会

や老人クラブの行事に参加したくても歩いて行けないという問題もあり、集いの場までの送迎

手段を整えていくことが必要です。

【外出】

　買い物や通院での外出のほか、郵便局や役場までの移動手段に不便を感じている方が多いよう

です。近隣の方の協力を得ることができる人がいる一方で、担い手となる人材不足もあります。

　　【地域づくり】

　　　　高齢者の一人暮らしや高齢者世帯では、除雪や草刈り、電球の取替えなどの家の中のちょっと

したことを行うのが困難になってきます。また冬期間の暮らしや災害時などの不安があり、地

域での見守りや声かけを望む声がありました。住み慣れた地域で暮らしていくことができるよ

う、ボランティア活動の活性化、共に支えあえる地域づくりが望まれ、学校での福祉教育の推

進やボランティア人材育成の活動が必要となってきます。

 【医療・介護】

　　　 高齢化に伴い、医療や介護サービス利用に不安を抱えている方も多いようです。関係機関との

連携を強化し、安心して生活ができるための情報提供が望まれています。

## 　４　地域福祉の推進に向けての課題

### （１）少子高齢化の進展

本村の総人口は減少を続けており、年齢３区分別の人口構成をみても15歳未満の年少人口だけでなく、15～64歳の生産年齢人口も減少しています。

また、世帯においても高齢者のいる世帯は総世帯数の約３割になっているとともに、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者夫婦世帯の割合が増加しています。

今後は、健康の維持増進に向けた取組を充実させ、若年者は高齢になっても健康を維持していけるよう、また、高齢者はできるだけ要介護（支援）状態にならないようにしていくことが大切です。

### （２）介護・福祉人材の確保

介護・福祉人材は、地域包括ケアシステムの構築、特に要介護高齢者の生活支援や増大する介護サービスへの対応に不可欠な社会基盤です。しかしながら、賃金水準が低調であることや、業務の過酷さなどの要因により人材の確保が難しい事態となっています。

本村においても介護・福祉人材は慢性的に不足している状況にあり、地域福祉に関するグループワークにおいても担い手や人材確保が課題として挙がっています。

### （３）誰もが安心して暮らせる環境づくり

今後後期高齢者の増加に伴い要介護・要支援認定者数は増加することも予測されます。また、障がいのある方についても精神障がいが増加傾向となっており、支援を必要とする人は今後も緩やかに増加していくと見込まれます。

今後は、支援を必要とする人も地域においていきいきと暮らしていくことができるよう、村民一人ひとりが個人の意思に基づいて地域活動への参加を勧めていくことが必要です。

### （４）地域福祉を推進する連携の体制づくり

福祉サービスを提供する上では、行政によるサービスのみできめ細やかに対応することが難しくなってくることから、公的なサービスのみならず、地域住民同士の助け合いを促進していく必要があります。

今後地域福祉を充実させるためには、住民がともに支え合う仕組みづくりへの取組や在宅生活が続けられるサービスの充実が求められており、若い世代では健康診断等の保健医療サービスの充実、身近なところでの相談窓口の充実が求められています。今後は地域福祉への村民の関心を高めるとともに、地域における助け合いを促進するための仕組みづくりを進めていくことが重要です。

# 第３章　計画の基本的な考え方

## 　１　基本理念

本村では、高齢化の進行とともに、世帯の小規模化や高齢者のみの世帯の増加が確実に進んでいます。また、社会経済状況の大きな変動の中、個人の価値観やライフスタイルの多様化も進んでいます。このようなことを背景に、地域社会における「つながり」の希薄化を指摘する多くの声が聞かれるようになりました。

本村では、上位計画である第４次泊村総合計画において「ふれあいを生み、交流から創造する泊村」を村の将来像に掲げ、福祉分野の基本目標として「誰もが充実した快適な暮らしのある村づくり」を設定しています。

本計画の策定にあたり実施した住民懇談会においては、高齢化の進行を背景に地域の担い手不足や生活環境として大切である公共交通の確保が課題に挙がりました。本計画の推進にあたっては、地域の抱える課題を踏まえ、上位計画である第４次泊村総合計画ともキーワードを共通させる形で整合を図りながら、計画の目指す将来的な方向性となる理念を以下のように設定します。

基本理念

**誰もが自分らしく**

**安心快適に暮らせる村　とまり**

計画の理念に基づき、地域包括ケアシステムの構築を見据え、誰もが必要なサービスを享受でき、いきいきと暮らせる地域福祉のまちづくりを進めます。

## 　２　基本目標

基本理念の実現に向けた本計画の基本目標として、以下の３つの柱を設定します。

### （１）ともに支え合う「ひとづくり」

地域福祉を支えるのは、様々な「人の力」であり、地域における人と人とのつながりが重要です。そのため、地域を担う人材育成と、地域を知る住民自らがボランティア活動に参加することが大切です。地域や社会の人間関係の中で行われる住民による自主的な活動は、地域の実情に最も即しており、その中で人と人とが結びつき、人の輪が広がっていくことが理想的です。

村民全員が自分にあった方法でともに支え合い、気負うことなくボランティア活動に参加できるような動機付けや方策などを検討し、支え合い活動への幅広い村民の参加を推進します。

### （２）安心して暮らせる「地域づくり」

住民が気軽に相談できる相談体制の拡充、相談機能の強化を図るとともに、関係機関と連携し、利用者が必要とするサービスにアクセスできるよう分りやすい情報提供に努めます。

また、障がい者や高齢者などのすべての人のさまざまな生活ニーズに対応し、住み慣れた地域で継続して生活できるよう、包括的な支援の体制整備を図ります。

そのため、支援を行う事業の充実、保健・医療・福祉の関係機関の連携体制を強化するとともに、サービス提供事業者や介護支援専門員相互の連携を支援します。

村民ニーズに的確に対応することができるよう、いわゆる「公助・共助」による福祉サービスの総合的な提供体制の充実を図ります。地域では一人ひとりの「自助」を引き出すとともに、「互助」の精神を共有して助け合いをすることにより、地域社会の中で、村民誰にも役割と居場所があり、住み慣れた地域のなかで安心して生活できるよう、ともに支え合う地域づくりを目指します。

### （３）安全で安心な「福祉の環境づくり」

住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるように、災害発生時において避難等に支援を要する高齢者、障がい者、乳幼児等いわゆる避難行動要支援者への支援を含めた地域での防災体制の整備拡充に努めます。

また、地域で安心して暮らすことのできる社会を実現するため、地域支援体制の整備を推進するとともに、地域福祉活動・交流の場の環境の整備など、「公助」「互助」「共助」を中心とした環境づくりを推進します。

## 　３　施策の体系

|  |
| --- |
| 誰もが自分らしく　安心快適に暮らせる村　とまり |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **基本目標** |  |  | **施策と主な事業** |
|  |  |  |  |
| **１　ともに支え合う「ひとづくり」**重点目標：ボランティア活動が組織化され支えあい活動が充実する |  |  | **（１）地域福祉の土壌づくり** |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  | **（２）支え合いの仕組みづくり** |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  | **（３）地域活動の促進** |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| **２　安心して暮らせる「地域づくり」**重点目標：保健事業と介護予防の一体的な実施を推進する |  |  | **（１）情報提供と相談支援体制の充実** |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  | **（２）健康づくり・介護予防の推進** |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  | **（３）サービス提供体制の充実** |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| **３　安全で安心な「福祉の環境づくり」**重点目標：移動支援の充実をはかる |  |  | **（１）防災・防犯対策の推進** |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  | **（２）権利擁護の推進** |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  | **（３）快適な生活環境の整備** |
|  |  |  |

# 第４章　施策の展開

## 　１　ともに支え合う「ひとづくり」

　　　　重点目標：ボランティア活動が組織化され、支え合い活動が充実する

### （１）地域福祉の土壌づくり

多くの人々にとって「福祉」という言葉のイメージの中には、「行政などのサービスを必要としている高齢者や障がいのある方などの困っている人たちのもの。自分には関係がない。」という意識がまだ多いように思われます。しかしながら、地域福祉の考え方は「すべての住民が福祉の担い手であり同時に受け手でもある。」という認識の上に成り立っています。

近年は近隣住民との付き合いや地域社会への関心が薄れてきている背景もあり、地域に暮らす住民一人ひとりが人と人とのつながりを大切にしていくよう、地域福祉への理解の促進と啓発を進めていくことが福祉意識の充実のために大切です。

本村では、泊村社会福祉協議会ボランティア活動意見交換会を必要の応じて実施し、住民ニーズや村が実施している福祉施策についての意見交換を行っており、ボランティア組織の推進や必要な既存事業の見直しが行われるように努めています。

また、学校における福祉学習として、総合的な学習の時間を活用して社会福祉協議会と協働し老人クラブ交流会やワークキャンプを行い、高齢者との交流や福祉体験の機会をつくっています。

■主な事業・取組とその概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組 | 取組内容 | 担当課実施主体 |
| 福祉についての広報・啓発 | 村民が福祉についての理解・知識を高めるための広報、啓発活動を実施します。また「認知症ガイドブック」を随時配布、活用し認知症への理解を深めるための広報、啓発活動を行います。 | 保健福祉課地域包括支援センター |
| 社会福祉協議会への支援 | 村における福祉の中心的担い手である社会福祉協議会と今後より一層の連携強化を図り、ボランティア組織の推進や必要な既存事業の見直しなどを行います。 | 保健福祉課地域包括支援センター |
| 学校における福祉教育の推進 | 総合的な学習を活用し、老人クラブ交流会やワークキャンプ、出前授業等による福祉体験の機会を通じて、子どもの福祉の心を育む教育を社会福祉協議会と協働しながら推進します。 | 教育委員会 |

### （２）支え合いの仕組みづくり

本村でも少子高齢化が進行する中で、ひとり暮らし高齢者についても増加しており、地域での孤立が懸念されています。

そのような中、村内では各地区に民生委員を配置し、地区住民の困りごとや心配ごとへの相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへのつなぎ役として活動しています。近年は高齢化により民生委員の選出が難しくなってきており、世代間での交流も少ないことから担い手となる人材が少なくなってきている状況です。

自分たちでできることは自らの努力で解決を図ることが大切ですが、それでも解決できない場合や、困ったときに互いに助け合える関係を近隣や地域で築いておくことが重要です。

■主な事業・取組とその概要

| 取組 | 取組内容 | 担当課実施主体 |
| --- | --- | --- |
| 民生委員・児童委員への支援 | 村民の生活支援をするとともに、福祉サービスの調整及び相談役として活動している民生委員・児童委員の活動への支援を行います。また、民生児童委員定例会議等を通じて、民生委員の資質向上のため必要な情報提供を行います。 | 保健福祉課 |
| 岩内・古宇郡ＳＯＳネットワークシステムの継続 | 徘徊が心配される方について事前登録をし、村内の協力機関（警察、消防、民生委員、地域会、社協、交通機関、商店、金融機関等）による見守り、行方不明時の捜索への協力を行います。 | 地域包括支援センター |
| 高齢者の見守り活動の推進 | 80歳の高齢者を対象に生活状況等実態等の把握を行うための調査を今後も継続します。また、緊急通報の設置等地域における一人暮らし高齢者等の見守り活動を支援します。 | 地域包括支援センター |
| 子育て家庭の見守り | 乳児家庭全戸訪問事業や産後訪問ケア事業等を通して子育て家庭を見守り、家庭のサインを早期にキャッチして適切な支援に結びつけます。また各地区の母子保健推進委員が、母子のいる家庭の見守りを行います。 | 保健福祉課 |
| 子どもの安全対策の推進 | 小中学校を通じて、泊村通学路安全マップやＳＯＳステーションの周知と理解を進めるとともに、警察等関係機関との連携を進めます。 | 教育委員会 |
| 当事者同士の活動の推進 | 身体障害者協会や認知症カフェなど、当事者同士のつながりや支えあいができる活動を社会福祉協議会や関係機関と協働し推進します。 | 保健福祉課地域包括支援センター |

### （３）地域活動の促進

人間関係がだんだん疎遠になっている現代においても、多くの人が、人の役に立ちたい、お互いに仲間でありたいと願っていることは、東日本大震災等におけるボランティアの活動をみても明らかです。

地域福祉を推進するためには、地域住民と関係機関、行政の協働が必要ですが、高齢化の進行等により、地域福祉の担い手が固定化、高齢化する傾向にあり、新たに地域活動を担う人材を発掘・養成していく必要があります。

本村では、年１回の村政懇談会を通じて、地域におけるニーズの収集に努めています。また、生活支援体制整備に向けて送迎ボランティア活動を開始するなど、住民の生活支援ニーズへの対応を図るための取組が進んできています。多様な地域福祉のニーズに対応するために、地域福祉への啓発活動を併せて、住民や地域会などにおける活動への支援を行います。

■主な事業・取組とその概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組 | 取組内容 | 担当課実施主体 |
| 地域活動への支援 | 社会福祉協議会と連携しながら、地域会や老人クラブなど住民が主体となって行われる様々な活動を支援します。 | 総務課地域包括支援センター |
| 地域における交流活動への支援 | 認知症予防に関する集まりなど、地域における自主的な活動への支援を行います。今後は認知症カフェの開催を検討します。 | 地域包括支援センター |
| ふれあいサロンの運営支援 | 社会福祉協議会と協働し、各地区において、高齢者等が交流する場となるサロンの立ち上げ、運営の支援を行います。また現在活動しているサロンに対して活動支援を行います。 | 地域包括支援センター |
| 認知症サポーターの養成・活動支援 | 認知症について、正しく理解し、偏見を持たず認知症の方や家族に対し温かい目で見守るため、「認知症サポーター」を養成する講座を開催します。また、各団体及び地域の協力を得ながら「認知症サポーター」が活動できる環境づくりなどの支援を行い、介護者の負担軽減を図ります。 | 地域包括支援センター |
| ボランティア活動の促進 | ボランティア活動の活性化を図るため、村民のボランティアに対する意識啓発を行うとともに、社会福祉協議会を中心として情報提供・利用の相談窓口の整備、団体間のネットワークづくりを促進します。 | 地域包括支援センター |

## 　２　安心して暮らせる「地域づくり」

　　　重点目標：保険事業と介護予防の一体的な実施を推進する

### （１）情報提供と相談支援体制の充実

地域には、高齢者、障がい者、子育て中の家族、生活困窮者など、様々な福祉サービスを必要とする人がおり、特に、複数の問題がある人や、相談したい内容が不明確な人、虐待に関する問題がある人、従来の対象者別の福祉サービスの狭間となる人などに対しては、相談内容から課題を分析して適切な支援につなげていく必要があります。

本村ではこれまで、役場の窓口、地域包括支援センター、民生委員・児童委員、各種相談機関などにおいて村民からの相談を受け付けており、特に高齢者に対しては地域包括支援センターに相談専用電話を設けて対応を行ってきました。

また、広域連携により設置している岩内消費生活相談センターでは、相談内容に基づき、専門窓口の紹介や苦情処理の対応を実施しています。

今後も、これらの相談体制を維持するとともに、各機関の連携を強化し、様々な問題を解決できる体制を充実させていく必要があります。

■主な事業・取組とその概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組 | 取組内容 | 担当課実施主体 |
| 相談窓口の充実 | 子育てや障がい、高齢者に関する相談や、法律相談、人権相談、消費者相談等各種専門相談業務の充実を図ります。 | 総務課産業課教育委員会保健福祉課地域包括支援センター保育所子育て支援センター |
| 身近な相談体制の確保 | 民生委員児童委員や各種相談員の活動をより強化するために、研修や情報提供等の充実を図り、その活動を支援します。 | 保健福祉課 |
| 地域ケア会議の開催 | 地域ケア会議を開催し、地域における福祉課題を把握し、各関係機関との連携に努めます。 | 地域包括支援センター |
| 相談機関との連携による情報の提供 | 社会福祉協議会など、様々な相談機関との連携により、情報提供体制の充実に努めます。 | 保健福祉課地域包括支援センター |

### （２）健康づくり・介護予防の推進

現在の高齢社会においては、要介護状態にならないための健康づくりが重要です。そのためには若い世代から健康への関心を高め、体力づくりや学びの場が必要となります。

健康づくりや介護予防は、地域のみんなで取り組もうとする行動が起きています。健康であることはすなわち、地域を支える側に立つことであり、それが生きがいとなり健康を増進するという好循環が生まれます。

本村では、介護予防事業としての運動教室のほか、体力づくり等行う場の提供、食生活や生活習慣の学びの場を提供、健康診断の充実など住民の健康づくりに勤めています。

■主な事業・取組とその概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組 | 取組内容 | 担当課実施主体 |
| 健康づくりの周知・啓発 | 保健センターだよりによる情報提供を行うとともに、健康相談等により、村民一人ひとりが健康を日頃から意識して生活するよう、様々な機会や場を通じて啓発します。 | 保健福祉課地域包括支援センター |
| 疾病予防の機会の提供 | 予防接種やフッ化物洗口、フッ素塗布など疾病予防につながることに関して取り組む機会を提供します。 | 保健福祉課 |
| 健康づくりの場の充実 | 介護予防事業としての運動教室の実施や、スポーツやレクリエーションの場を継続するほか、運動セミナー等通じて、体力づくりやスポーツを行う場を提供します。 | 教育委員会保健福祉課地域包括支援センター |
| 健康づくりの学びの場の提供 | 運動習慣の定着やバランスの良い食生活など、生活習慣に関する学びの場を提供します。 | 保健福祉課 |
| 健康診査の充実 | 健康に関心を持ち、個々の健康管理に役立てるため、特定健康診査や各種がん検診などの充実を図るとともに、周知徹底や受診率の向上に努めます。 | 保健福祉課 |
| 介護予防普及啓発事業 | 介護予防の基本的な知識を普及併発するためのパンフレットの配布や講演会の開催、生きがいや仲間づくりの事業などを実施します。 | 保健福祉課地域包括支援センター |
| 保健・医療・福祉の連携強化 | 毎月１回の定例会議で関係機関の連携を推進します。また、連携シートを活用して岩内協会病院と情報共有を図るとともに、地域包括ケア病棟入院患者については入退院時カンファレンスへの参加を継続します。 | 保健福祉課地域包括支援センター |

### （３）サービス提供体制の充実

住み慣れた地域で自立した生活を続けるには、様々な福祉サービスを利用して、生活を成り立たせなければなりません。福祉サービスを必要としている人は増加しており、これまでのサービス事業所だけでは解決できない問題が出てくることも予想されます。

必要とされる福祉サービスが行き届くようにするためには、利用者の生活課題や福祉ニーズを把握して、適切な管理運営を行った上で、村及び社会福祉協議会によるサービスや地域のボランティア活動・民間事業者などのサービスを、必要に応じ組み合わせていくことが大切です。

本村では社会福祉協議会と協働し、軽度生活援助事業として対象者に対する通院のサービスやボランティアでの除雪サービス等実施しており、福祉サービスの充実に努めています。今後も福祉ニーズの把握に努め、既存の福祉サービスの充実を図るとともに、質の向上に取り組みます。

■主な事業・取組とその概要

| 取組 | 取組内容 | 担当課実施主体 |
| --- | --- | --- |
| 在宅サービスの充実 | 在宅の高齢者や障がい者に対する介護予防事業、生活支援事業など、自立のための各種在宅サービスの充実を図ります。 | 保健福祉課 |
| 高齢者向けサービスの充実 | 日常的に支援が必要な方に対し、社会福祉協議会等関係機関と連携し、地域での生活が継続できるようサービスを提供します。また介護保険サービスや高齢者向けの福祉サービスなどの充実を図ります。 | 保健福祉課地域包括支援センター |
| 障がい者（児）向けサービスの充実 | 近隣自治体の障がい者（児）向けサービス事業者等と連携し、障がい福祉サービスの充実を図ります。 | 保健福祉課 |
| 子ども・子育て支援サービスの充実 | 保育所における保育サービスや国が定める子ども・子育て関連サービスの拡充に努めるとともに、子育て応援事業など村独自の子育て支援サービスの充実を図ります。 | 保健福祉課子育て支援センター |
| 母子に関する各種事業の推進 | 個別支援が必要なケースについては、多職種と連携しながら適切な支援を行います。 | 保健福祉課 |
| 生活困窮者等への自立支援の充実 | 社会福祉協議会など関係機関と連携し、生活困窮者等の一人ひとりの実情を踏まえた支援を行うことにより、早期の自立を推進します。 | 保健福祉課 |

## 　３　安全で安心な「福祉の環境づくり」

　　　　重点目標：移動支援の充実をはかる

### （１）防災・防犯対策の推進

近年、私たちの身近な地域でも大規模な災害が発生しており、人々の防災に対する関心が高まっています。災害発生時には、自分の身は自分で守ることが最も重要ですが、高齢者や障害者の中には自力で避難することが困難な人もおり、あらかじめこれらの人への支援体制を整えておく必要があります。

本村では、泊村地域防災計画に基づき、関係各課、地域会と情報を共有しながら「泊村避難行動要支援者名簿」の整備を進めています。また、災害が発生したときに避難行動要支援者等の要配慮者への支援を直ちに行えるよう、各関係機関との連携体制の構築を目指しています。

災害による被害を最小限におさえるためにも、これまでの防災・減災対策を強化するとともに、地域での防災活動の充実が必要となっています。

■主な事業・取組とその概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組 | 取組内容 | 担当課実施主体 |
| 防災に対する啓発 | 防災だよりの発行等、災害時の備え等をはじめとした意識啓発を行います。 | 企画振興課 |
| 防災に関する情報提供の充実 | 災害への備えや地域における危険箇所、避難所等の情報提供を行い、地域住民の防災意識の高揚を図るため、ハザードマップの周知・啓発を図ります。 | 企画振興課 |
| 災害時要配慮者支援体制の推進 | 役場職員が配慮者の現況等把握するとともに、関係各課の情報を集約し、避難行動要支援者名簿の作成を行います。 | 企画振興課 |
| 防災訓練の実施 | 地域会や関係機関等、地域に関係する多様な主体と連携し防災訓練を実施します。 | 企画振興課 |
| 地域における災害時の体制づくり | 地域会による防災活動実施の際は、その周知や事業実施の支援を行います。また社会福祉協議会が主体となって災害ボランティアセンターの運営マニュアルを作成し、必要時には設置・運営にあたります。 | 企画振興課地域福祉課 |
| 消費者被害の防止 | 日常的に行う啓発活動を通して特殊詐欺全般に対する住民の危機意識の醸成を図ります。 | 産業課 |

### （２）権利擁護の推進

支援が必要な人たちの権利を守るという動きが近年の我が国では急速に広まってきています。これまで以上に人権を守り、その人らしい暮らしをその人の選択で行えるような取組が広がっています。

本村においても、認知症や障がい等により判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見制度の周知を図るとともに、その利用を促進するため、成年後見制度利用支援事業を行っており、これまで成年後見制度は４件、助成制度は１件の利用があります。

今後も、これまで進めてきた施策を継続するとともに、障がいのある方等の差別解消に向けた取組の充実を図ることが必要です。

■主な事業・取組とその概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組 | 取組内容 | 担当課実施主体 |
| 人権尊重の推進 | 虐待防止の周知や被虐待者の権利擁護についての啓発など虐待における正しい理解の普及を図ります。また、小中学校や老人クラブ等各種団体へ人権に関する授業を行います。 | 総務課教育委員会地域包括支援センター |
| 虐待防止の推進 | 道、村、警察、福祉関係団体、医師会、人権擁護関係団体等で構成するネットワークを組織し、様々な社会資源との連携、虐待の早期発見、虐待防止に取り組みます。 | 保健福祉課地域包括支援センター |
| 成年後見制度の周知 | 成年後見制度を村民に周知し、利用を促進します。 | 地域包括支援センター |
| 成年後見制度の利用者への支援 | 成年後見制度の利用が必要な人で、身寄りがないなどの事情で申し立てができない場合は、村長が代わって申し立てを行うことにより、利用を支援します。 | 地域包括支援センター |
| 日常生活自立支援事業の実施 | 判断能力が十分でない人が地域において自立して生活ができるよう、福祉サービスの利用援助、金銭管理など、利用者の権利を擁護するため、社会福祉協議会が実施する日常生活支援支援事業について、普及・啓発を図ります。 | 地域包括支援センター |
| 障がいのある方への差別の解消 | 平成28年に施行された「障害者差別解消法」に基づき、村民を対象に障がいのある方への差別意識の解消に向けた、広報などの取組を推進します。 | 保健福祉課 |

### （３）快適な生活環境の整備

高齢者や障がい者、子育て中の家族等、様々な人が住み慣れた地域で安心して生活するためには、外出のための移動手段が確保されていることや、すべての人が利用しやすいような施設が整備されていることが必要です。

本村ではこれまで、公共施設は改修の際にバリアフリー化やユニバーサルデザインへの対応を推進してきました。今後も、新たに施設を整備する際には、高齢者や障がいのある方、児童等が安全で利用しやすい施設の整備に努めるとともに、外出のための移送手段の確保に向けた支援に努めます。

また、住民、泊村交通安全推進委員会、小・中学校、地域会の協力により、交通事故死ゼロの日数は4,000日を超えており、今後も交通事故死ゼロの日数を継続できるよう取り組みます。

■主な事業・取組とその概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組 | 取組内容 | 担当課実施主体 |
| 公共施設等のバリアフリー化 | 公共施設や村営住宅の整備、改築、改装時に、高齢者や障がいのある方等が利用しやすいよう、施設のバリアフリー化を推進します。 | 総務課建設水道課 |
| 住宅環境改善への支援 | 要介護認定を受けている高齢者等が自宅の段差解消や手すり取り付けなど住宅改修を行う際、介護保険を活用し改修費用の一部を支援します。 | 保健福祉課 |
| 道路・橋りょうの維持補修 | 村道で補修等が必要な箇所の点検を推進するとともに、適切な維持管理に努めます。橋梁は点検結果に基づき、補修や架け替え等の対応を適切に行います。 | 建設水道課 |
| 交通安全施設の維持管理 | 道路利用者の安全な通行環境を確保するため、道路照明灯、道路反射鏡及び道路標示などの交通安全施設の適切な維持管理を行います。 | 総務課建設水道課 |
| 交通安全推進活動の充実 | 交通事故防止、交通安全意識の高揚を図るため、街頭啓発、旗の波運動、登下校時の見守り等を実施し、活動の充実を図ります。 | 総務課建設水道課 |
| 交通安全教育の充実 | 村民を交通事故から守る為、関係機関、団体等と連携を密にし交通安全教育の充実を図ります。 | 総務課 |
| 移動手段の充実 | 移動に支障のある人が利用できるよう、社会福祉協議会と協働し移動手段の充実を図ります。また村民が快適に生活できるよう巡回バス運行について検討していきます。 | 保健福祉課地域包括支援センター |

# 第５章　計画推進のために

## 　１　計画の公表、住民への啓発

地域福祉計画は、行政機関だけの計画ではありません。実現のためには地域住民や地域で活動する各種団体、事業者等、あらゆる個人・団体に計画内容の浸透を図る必要があります。

そのために、広報誌や村ホームページ、パンフレット等を活用し、本計画内容の公表と、継続的な村民への啓発活動の推進を図ります。

## 　２　地域資源の把握・有効活用

地域の様々な問題を解決していく上で、地域住民一人ひとりが課題について正しく理解し、その解決に向け意欲ややりがいを持って、自主的に行動を起こすことが重要となります。地域で支援を必要としている方を支えるための様々な社会資源の把握に努めるとともに、既存の団体等の新たな活動の展開への支援など、有効活用を図っていきます。

## 　３　計画の点検・評価

### （１）泊村地域福祉計画の進行管理

本計画の取り組み状況や目標については、保健福祉課が把握し、関係部署や関係機関と共有しながら、計画の適正な進行管理に努めます。

### （２）計画の点検と評価

本計画の3つの柱である基本目標に基づいた重点目標について、毎年度、取組状況を取りまとめて、庁内の関係部署と随時進行状況の点検や評価を行っていきます。

## 　４　地域福祉推進に向けての役割分担

地域福祉を推進し、誰もが暮らしやすい地域社会を構築していくためには、行政、地域住民、地域活動団体（民生委員・児童委員やボランティア団体等）、福祉サービス事業者などが、それぞれに役割を担うことが必要です。本計画では、それぞれの役割を以下のとおり分担します。

### （１）地域住民、地域活動団体（ボランティア団体等）の役割

①地域住民は福祉を享受するだけではなく、提供者でもあるという自覚を持ち、地域や身近な人同士が助け合い、支えあう地域社会の醸成に努める。

②身近で起きている課題を発見し、その解決に向けて行政や地域活動団体等と連携をとる。

③個々の可能な範囲において、行政や地域福祉を推進する各種団体へ積極的に参加・協力を行う。

④災害発生等の緊急時に備えて事前の準備、緊急時の活動への参加に努める。

⑤行政職員や医療・福祉関係従事者の専門職も、地域住民の一員であるという自覚を持ち、地域社会の様々な活動に積極的に参加する。

### （２）社会福祉協議会、福祉サービス事業者等の役割

①地域社会に必要な福祉サービス等の供給に努める。

②サービスの質の向上に努める。

③行政や地域活動団体との協働に努める。

④継続的なサービス提供に向けた人材の確保と育成、事業内容の改善・向上に努める。

### （３）行政の役割

①地域住民や地域活動団体、村内外の事業者等の個人・団体が、地域福祉の実現に向けて活動できるよう、相談や支援体制の充実を進める。

②地域住民や地域活動団体、事業者等とともに地域福祉を推進していくための連携、協働を図る。

③問題発生時、緊急時には関連する各組織・団体等と協力の下、地域住民の生命財産の維持確保のために必要な活動を行う。

④「地域住民は福祉を享受するだけではなく、提供者でもある」という村民の意識の向上を促す。

⑤地域福祉を担う人材の発掘・育成や意識の醸成に努める。

⑥村民からの信頼をより高めるための行政職員の意識の向上、行政運営体制の改善など、継続して行政サービスの向上に努める。

⑦福祉施策や地域活動団体への支援の長期的、継続的な支援に努める。

# 資料編

## 　１　泊村保健福祉審議委員会

■泊村保健福祉審議委員会　委員

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 部門 | 所属団体名等 | 氏　　　名 |
| １ | 保健医療関係者 | 茅沼診療所所長 | 黒　澤　愼　司 |
| ２ | 福祉関係者 | 社会福祉協議会事務局長 | 吉　藤　義　知 |
| とまり保育所長代理 | 小　山　育　美 |
| ３ | 学校教育関係者 | 泊小学校長 | 山　本　康　博 |
| 泊中学校長 | 村　上　俊　一 |
| 泊村教育委員会次長 | 石　井　正　孝 |
| ４ | 障害・介護保険サービス事業関係者 | むつみ荘施設長 | 澁　谷　　剛 |
| 社会福祉協議会職員 | 黒　田　康　文 |
| ５ | 民生児童委員 | 民生児童委員協議会長 | 武　井　大　三 |
| ６ | その他村長が必要と認める者 | 泊村ＰＴＡ連合会長 | 小田桐　 聖 |
| とまり保育所父母の会会長 | 齋　田　幸花里 |
| 古宇郡漁業協同組合泊青年部長 | 髙　橋　洸　司 |
| 古宇郡漁業協同組合盃青年部長 | 小　林　辰　義 |
| 地域会連合会会長 | 二　瓶　幸　雄 |

## 　２　住民懇談会

■住民懇談会　参加者

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　　名 | 氏　　　名 |
| 高　谷　　由　希 | 工　藤　　卓　也 |
| 菊　地　　久美子 | 草　薙　　博　昭 |
| 本　多　　利江子 | 高　橋　　巌　一 |
| 武　井　　和　子 | 小　川　　　晃 |

|  |
| --- |
| 泊村地域福祉計画令和２年３月　発行発行 北海道　泊村編集 泊村　保健福祉課北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191の7（電話） 0135-75-2134（FAX） 0135-75-3168 |